

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領

第1 目的

この要領は安心いちばんおおいた産農産物認証要綱（以下「要綱」という。）による、安心いちばんおおいた産農産物（以下、安心いちばん農産物）の認証に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 検査員の任命

要綱第6による安心いちばんおおいた産農産物認証審議会（以下「審議会」という。）は、認証に係る安心いちばんおおいた産農産物認証検査員（以下「検査員」という。）を任命し、安心いちばんおおいた産農産物認証検査員任命通知書（様式第1号）により通知する。

2 検査員の任期は原則1年間とする。

第3 検査員の要件等

検査員は、以下のいずれかの条件を満たし、かつ関連する研修会に積極的に参加することを要件とする。

- (1) 農業生産工程管理（GAP）に関して生産者に直接指導または監査等を行った経験が1年以上ある者
- (2) 特定非営利活動法人日本GAP協会が認めるJGAP指導員、または同協会が主催するいずれかの研修を修了した者
- (3) 普及指導員または営農指導員の資格を持つ者
- (4) 審議会が各号と同等の資格があると認める者

2 検査員は、生産者が行う自主確認に係る点検（以下「自主点検」という。）及び、栽培ほ場等で行われる、生産者の申請内容に係る検査（以下「現地検査」という。）を行う。

3 現地検査を行う検査員は、生産者と直接の利害関係にない者とする。

第4 検査員の任命の取消し

審議会は、検査員の任命を取消す場合、理由を付して安心いちばんおおいた産農産物認証検査員任命取消通知書（様式第2号）により検査員に通知する。

第5 生産登録の手続き等

要綱第7の規定による生産登録の申請について、生産者は、安心いちばんおおいた産農産物生産登録申請書（様式第3号）により、原則として、安心いちばん農産物の出荷予定日のおよそ3カ月前までに審議会に申請する。なお、5割減区分で申請する場合、安心いちばんおおいた産農産物生産計画書（様式第4号）、10割減区分で申請する場合、安心いちばんおおいた産農産物生産計画書（様式第5号）も同時に提出する。

- 2 前項の申請を受けた審議会は、申請内容を確認し、適していると認められた場合は、安心いちばんおおいた産農産物生産登録通知書（様式第6号）により通知する。
- 3 審議会は、検査員に依頼し、現地検査を実施する。
- 4 団体申請においては、全戸で自主点検を実施し、その後審議会が定める基準に基づいて現地検査を実施する。検査員は現地検査結果について、現地検査報告書（参考様式1号）を生産者に発行する。
- 5 生産登録申請は、品目及び認証区分が異なる毎に行う。ただし、10割減区分においては、農産物及び作型毎の登録ではなく、栽培ほ場を登録するものとし、認証期間が終了するまでを登録ほ場の有効期間とする。
- 6 生産登録を受けた生産者は、登録を受けた農産物の栽培が続けられない事由が生じた場合、安心いちばんおおいた産農産物生産登録取消届出書（様式第7号）により審議会に届け出るものとする。

第6 認証申請の手続き等

要綱第7の規定による認証申請について、生産者は、安心いちばんおおいた産農産物認証申請書（様式第8号）に必要書類を添付し、安心いちばん農産物の出荷予定日までに審議会に申請する。

- 2 審議会は、現地検査及び申請の内容を審査し、知事に報告する。
- 3 知事は、認証に適すると認めた場合、安心いちばんおおいた産農産物認証書（様式第9号）を交付する。

第7 申請内容の変更

要綱第11の規定による申請内容の変更について、認証を受けた生産者（以下「認証生産者」という。）は、以下に該当する変更が生じた場合、安心いちばんおおいた産農産物認証変更申請書（様式第10号）を審議会へ提出し、必要に応じて第5及び第6を実施する。

- (1) 品目の変更
- (2) 生産ほ場の変更（10割減区分のみ）
- (3) 認証区分の変更
- (4) 生産者の変更
- (5) その他、認証審査を必要とする変更

第8 残留農薬自主検査

要綱第4の規定による残留農薬自主検査について、生産者は別紙1の残留農薬自主検査基準に基づいて検査を実施し、検査毎に安心いちばんおおいた産農産物残留農薬自主検査報告書（様式第11号）を速やかに審議会へ提出する。

第9 生産履歴の記帳及び提供

要綱第4の規定による生産履歴について、生産者は申請ほ場に係る生産履歴

(参考様式2号)を作成し、必要に応じて検査員に提示する。

- 2 検査員は、生産履歴の内容を確認の上、5割減区分で申請した生産者に安心いちばんおおいた産農産物生産履歴確認書(様式第12号)を発行し、生産者は認証申請時に審議会へ提出する。
- 3 5割減区分または10割減区分で申請を行う生産者において、検査員に提示した生産履歴の内容について、化学肥料の窒素分量及び化学合成農薬の使用回数が増加する変更があった場合は、生産が終了した時点で生産履歴を速やかに審議会へ提出する。

第10 農産物安全チェック

要綱第4の規定による農産物安全チェックについて、生産者は別紙2による安心いちばんおおいた産農産物安全チェック表(様式第13号)及び参考資料1に基づき自主確認を行い、現地検査時に検査員に提示する。

第11 認証更新の手続き等

認証開始日から1年間及び2年間経過した後も認証の継続を希望する場合、認証生産者及び審議会は以下の手続きを行う。

- 2 認証生産者は、認証開始日から1年間及び2年間経過する日の1ヶ月前までに、第10による安心いちばんおおいた産農産物安全チェック表(様式第13号)を審議会に提出する。
- 3 認証生産者は、第8による残留農薬自主検査を実施し、速やかに安心いちばんおおいた産農産物残留農薬自主検査報告書(様式第11号)を審議会に提出する。
- 4 検査員は、審議会が定める基準に基づいて認証生産者の現地検査を行う。

第12 認証の取消し等

審議会は、安心いちばん農産物について、認証基準に適合しないと認める事由が発生したことを確認した場合、認証生産者に対し「指示」、「認証の一時停止」、「生産登録及び認証の取消し」のいずれかの処分を行うこととし、各処分に該当する不適合事由は以下のとおりとする。

(1) 指示

- a 第8による残留農薬自主検査で残留基準への不適合が認められた場合
- b 第9による生産履歴の作成及び保管が適切に行われていなかった場合
- c 第10による農産物安全チェック表の項目2~4に違反が認められた場合

(2) 認証の一時停止

- a 指示から1カ月間を経過しても、不適合事由の是正が行われなかった場合
- b 第8による残留農薬自主検査が適切に行われなかった場合
- c 第10による農産物安全チェック表の項目1及び5~13に違反が認められた場合

- d 第11による認証更新の手続きが行われなかった場合
- (3) 生産登録及び認証の取消し
- a 認証の一時停止から1カ月間を経過しても、不適合事由の是正が行われなかった場合
 - b 故意により虚偽の内容で申請を行っていた場合
 - c 正当な理由なく検査員による現地検査等を拒否した場合
- 2 指示に該当する場合、審議会は当該認証生産者及び団体に対し、安心いちばんおおいた産農産物認証指示通知書（様式第14号）により通知する。
- 3 認証の一時停止に該当する場合、審議会は当該認証生産者及び団体に対し、安心いちばんおおいた産農産物認証一時停止通知書（様式第15号）により通知する。
- 4 生産登録及び認証の取消しに該当する場合、審議会は当該認証生産者及び団体に対し、安心いちばんおおいた産農産物生産登録・認証取消通知書（様式第16号）により通知する。
- 5 指示及び認証の一時停止から1カ月間経過するまでに、審議会が不適合事由の是正状況を確認し、是正が行われていた場合は、処分を取消す。認証の一時停止を取消す場合は、安心いちばんおおいた産農産物再認証通知書（様式第17号）により通知する。
- 6 生産登録及び認証の取消しを通知した日から1年間、当該認証生産者及び団体の構成員に対する認証は行わないこととする。ただし、この間不適合事由が発生しなかった場合、再度生産登録及び認証申請を行うことができる。

第13 実績報告

要綱第12に規定する実績報告の提出を知事に求められた場合、認証生産者は安心いちばんおおいた産農産物実績報告書（様式第18号）を審議会に提出するものとする。

附則

この要領は、平成27年2月1日から施行する。

この要領は、平成28年4月1日から一部改正する。

安心いちばんおおいた産農産物認証制度 残留農薬自主検査基準

残留農薬自主検査については、以下に定める基準により実施する。
年間の検査点数は、(1検査あたり分析点数)×(年間の検査回数)により計算される。

1 1検査あたり分析点数

区分	1検査あたり分析点数
個人	1
団体	構成員数の5%以上

2 年間の検査回数

区分	検査回数	検査時期	対象品目名
収穫が 年1回の品目	年1回	収穫前 または 最盛期前など	果樹など
収穫期間が 3ヶ月以内の品目			かんしょ、スイカ、にんにく、 玉ねぎなど
収穫期間が 7ヶ月以内の品目	年2回	およそ3か月ごと (収穫前+最盛期前など)	夏秋トマト、冬春トマト、夏秋 ピーマン、夏秋なす、夏秋 白ねぎ、きゅうり、さといも、 キャベツ、レタス、ほうれんそ う、なばななど
収穫期間が 10ヶ月以内の品目	年3回	およそ3か月ごと (収穫前+収穫期2回など)	いちご、アスパラガスなど
周年収穫の品目		4か月ごとなど	白ねぎ、小ねぎ、にら、みつ ば、おおば、チンゲンサイなど
米	年1回	主となる作期(早期、普通期) の玄米	※年2点以上検査する場合 は早期と普通期に振り分け ても良い
茶	年1回	主となる茶期(1番茶、2番茶 等)の荒茶	※年2点以上検査する場合 は1番茶と2番茶に振り分け ても良い

※対象品目名欄はあくまで参考であり、申請者の実際の収穫期間によって検査回数を決定する。

(参考:計算例)

品目	構成員数	計算例
夏秋トマト(個人)	1人	1検査あたり分析点数: 1点 年間の検査回数: 年2回 年間検査点数: 1点×年2回=2点/年
夏秋トマト(団体)	50人	1検査あたり分析点数: 50人×5%=2.5=3点 年間の検査回数: 年2回 年間検査点数: 3点×年2回=6点/年
米(団体)	50人	1検査あたり分析点数: 50人×5%=2.5=3点 年間の検査回数: 年1回 年間検査点数: 3点×年1回=3点/年 (※普通期から3点もしくは早期1点+普通期2点)
茶(団体)	25人	1検査あたり分析点数: 25人×5%=1.25=2点 年間の検査回数: 年1回 年間検査点数: 2点×年1回=2点/年 (※1番茶から2点もしくは1番茶1点+2番茶1点)

安心いちばんおおいた産農産物認証制度 農産物安全チェック表

農産物安全チェックは以下の項目により実施する。

No	内 容	実 施 項 目
農場の環境		
1	農場の土・水の安全性を確認している。	① 土壌汚染地域でないか確認している。 ② 利用している河川・井戸に水質汚染がないか確認している。 ③ 出荷前に洗浄する農産物(主に生食するもの)は水質検査を実施し「飲用適」である。
栽培の計画		
2	栽培計画により計画的な生産を行っている。	① 施肥計画に基づき、年間通じて適切に堆肥・肥料を施用している。 ② 防除計画に基づき、年間通じて適切な防除を実施している。
肥料の管理		
3	肥料(堆肥含む)を適切に保管している。	① 収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しない場所で保管している。
4	肥料の使用を記録している。	① 施肥日、施肥場所、肥料名、施肥量を記録している。
農薬の管理		
5	農薬を適切に保管している。	① 収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材とは別の場所で保管している。 ② 専用の保管庫で保管しており施錠できる。
6	農薬を適切に選択している。	① 最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。 ② 農薬のラベルで適用作物、希釈倍率、使用量、使用時期、使用方法を確認している。
7	農薬を正確に調製している。	① はかり、計量カップ等を用いて正確に計量している。
8	ドリフト(農薬飛散)の防止に努めている。	① 隣接圃場からの農薬飛散、または隣接圃場への飛散の恐れがないか検討している。 ② 農薬飛散の恐れがあるときは対策を講じている。
9	散布器具は適切に管理している。	① 動噴、タンク、ホースなどは内部に農薬が残らないように使用後は必ず洗浄している。 ② 運搬車に防除器具を積んで防除した場合は、防除後に荷台を十分に洗浄している。 ③ 防除器具は収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しない場所で保管している。
10	農薬の使用を記録している。	① 散布日、散布場所、農薬名、希釈倍率、使用量を記録している。
残留農薬検査		
11	残留農薬検査を実施している。	① 県の認証基準に則した検査計画がある。 ② 検査計画に則した残留農薬検査を実施し、検査結果を保存している。 ③ 検査前までに散布した農薬の記録がある。
調整・貯蔵・出荷		
12	調整・貯蔵・出荷施設は衛生的である。	① 調整作業前やトイレの後は必ず手を清潔にしている(共同調整場へのお荷前の自己選別を含む)。 ② 出荷施設は収穫物の残さ等がないよう定期的(具体的)に清掃している。 ③ 作業台や包丁等の器具は定期的(具体的)に清掃している。
13	出荷の記録がある。	① 出荷日、出荷者、品目、出荷先、出荷量を記録している。

様式第1号

安心いちばんおおいた産農産物認証検査員任命通知書

平成 年 月 日

殿

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第2の1の規定に基づき、安心いちばんおおいた産農産物認証検査員に任命します。

任命期間 平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日

様式第2号

安心いちばんおおいた産農産物認証検査員任命取消通知書

平成 年 月 日

殿

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第4の規定に基づき、安心いちばんおおいた産農産物認証検査員の任命を取消します。

取消理由

--

様式第3号（共通）

安心いちばんおおいた産農産物生産登録申請書

（ 新規 ・ 更新 ）

平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長 殿

氏名（法人又は団体名）

代表者氏名 _____ 印 _____

住 所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

認証番号（更新のみ） _____

安心いちばんおおいた産農産物認証要領第5の1の規定に基づき、次のとおり申請します。また、以下の項目1の申請内容及び別途実施する残留農薬自主検査結果がホームページに掲載されることに同意します。

1 申請内容（認証審議会 HP 掲載）

項 目	内 容
1. 氏 名 (法人名又は団体名)	
2. 所在地市町村名	
3. 品目（品種）	
4. 栽培面積	a
5. 出荷予定期間	月 ～ 月
6. 認証区分	<input type="checkbox"/> 基礎区分 <input type="checkbox"/> 5割減 <input type="checkbox"/> 10割減
7. 消費者へのメッセージ	
8. その他掲載希望 (連絡先、HP アドレス、写真等)	

※写真掲載希望の場合は電子データを添付すること。

8. 生産者名簿 (団体の場合のみ記載)

	氏名	所在地市町村名
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

※生産者名簿は、既存のもので代用可（HPに掲載するのは氏名のみ）。

安心いちばんおおいた産農産物生産計画書

2 作型

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作型												

○は種 △定植 □収穫・出荷

3 施肥管理計画

施用時期	土づくり、施肥計画				慣行基準による
	使用資材名	10a 当たり 施用量	10a 当たり 窒素成分量	左記の化学合成 窒素成分量①	10a 当たり化学 合成窒素成分量 ②
					kg
					削減率 (1-①/②)×100
計		kg	kg	kg	%

4 病虫害・雑草防除計画

防除時期及び 栽培時期	減農薬栽培			栽培基準による
	対象病虫害及び 雑草名等	使用農薬名	成分数 ①	農薬使用成分回数 ②
				回
				削減率 (1-①/②)×100
		合計		回 %

※栽培方法を明確にした栽培暦等の添付により、3、4については省略できる。

様式第5号 (10割減)

安心いちばんおおいた産農産物生産計画書

2 作型

月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
作型												

○は種 △定植 □収穫・出荷

3 生産ほ場一覧

ほ場 番号	ほ場所在地	面積 (a)
1		
2		
3		
4		
5		
計		

※ほ場の場所がわかる地図を添付すること。

様式第5号 (10割減)

4 種苗リスト

ほ場 番号	農作物名 (苗・種)	購入先	遺伝子組換 でないか	有機・ 非有機	薬剤処理 の有無	有機・薬剤未処理の 種苗の入手困難理由

5 投入資材リスト (土づくり・育苗・施肥)

ほ場 番号	資材名	原材料	10a当り 使用量(kg)	購入先	使用目的

※資材証明書を添付、自家製も必要

6 防除資材リスト

ほ場 番号	資材名	原材料	使用目的	備考

※資材証明書を添付

様式第6号

安心いちばんおおいた産農産物生産登録通知書

平成 年 月 日

殿

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第5の2の規定に基づき、下記の安心いちばんおおいた産農産物の生産登録を受理したことを通知します。

登録番号

氏名

住所

品目

様式第7号

安心いちばんおおいた産農産物生産登録取消届出書

平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長 殿

住所
氏名 印

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第5の6の規定に基づき、安心いちばんおおいた産農産物生産登録の取消を届け出ます。

- 1 登録番号
- 2 生産登録取消理由

--

安心いちばんおおいた産農産物認証申請書

平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長 殿

氏名（法人又は団体名）

代表者氏名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

登録番号 _____

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第6の1の規定に基づき、安心いちばんおおいた産農産物の認証を申請します。また、下記計画に基づき残留農薬自主検査を確実に実施し、速やかに結果を報告します。

残留農薬検査計画

項 目	内 容
1. 品 目	
2. 1検査あたりサンプル数	
3. 年間検査回数	回
4. 検査予定日	1回目： 月 日 2回目： 月 日 3回目： 月 日
5. 調査依頼機関	<input type="checkbox"/> 大分県薬剤師会検査センター <input type="checkbox"/> JA 全農おおいた営農支援検査センター <input type="checkbox"/> その他（ ）

添付書類 現地検査報告書（現地検査の際に検査員が発行） ※全区分必ず提出

生産履歴確認書（様式第12号） ※5割減区分のみ提出

※有機 JAS 認証を取得している場合は、認定証の写しに代えることができる。但し、当該認証の更新手続を行った場合は速やかに認定証の写しを再提出すること。

生産登録申請書（様式第3号） ※登録内容に変更がある場合のみ提出

生産計画書（様式第4号又は様式第5号） ※登録内容に変更がある場合のみ提出

様式第9号



殿

あなたが生産する「品目名」を安心いちばんおおいた産農
産物として認証します。

平成 年 月 日

大分県知事 広瀬勝貞

認証番号

認証期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産農産物認証変更申請書

平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長 殿

住所
氏名 印

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第7の規定に基づき、安心いちばんおおいた産農産物認証内容の変更を申請します。

- 1 登録番号
- 2 変更内容

	変更前	変更後
1. 品目		
2. 生産ほ場面積 (a)		
3. 認証区分		
4. 生産者		
5. その他		

- ※1～4の変更の場合は、変更後の様式第3号を添付すること。
※3の変更について、5割減区分への場合は様式第4号、10割減区分への場合は様式第5号も添付すること。（「基礎区分」に変更する場合は不要）

様式第 1 1 号

安心いちばんおおいた産農産物残留農薬自主検査報告書

平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長 殿

住所
氏名 印

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第 8 の規定に基づき、安心いちばんおおいた産農産物残留農薬自主検査の結果を報告します。

- 1 調査依頼機関 大分県薬剤師会検査センター
JA 全農おおいた営農支援検査センター
その他 (TEL:)

2 依頼内容

品 目	サンプル 採取日	調査 依頼日	サンプル数	自主検査結果 (基準値超過の有無)
				有・無
				有・無
				有・無
				有・無

安心いちばんおおいた産農産物生産履歴確認書

平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長 殿

所属
氏名 印

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第9の2の規定に基づき、安心いちばんおおいた産農産物認証申請者の生産履歴を下記のとおり確認したことを報告します。

- 品目名 _____
- 県慣行基準（「5割減区分」のみ）
化学合成農薬使用回数 _____回/10a
化学肥料窒素成分使用量 _____kg/10a

3 確認内容

生産者名	農薬の使用履歴状況		化学合成 農薬 使用回数 (回/10a)	化学肥料 窒素成分 使用量 (kg/10a)	備考
	チェック欄	確認予定日			
	<input type="checkbox"/>	/			
	<input type="checkbox"/>	/			
	<input type="checkbox"/>	/			
	<input type="checkbox"/>	/			
	<input type="checkbox"/>	/			

※使用履歴状況について確認を行ったら、チェック欄にチェックし、提出時に未確認の生産者については確認予定日を記載すること。

安心いちばんおいた産農産物安全チェック表

私は大分県が定める安全性確認に取り組むことをここに宣言します。

確認年月日 平成 年 月 日

氏 名

・参考資料1の「実施ポイント」を参考に、実行できていれば適合、できていなければ不適合、自分の農場に関係しない場合は該当外のいずれかの欄に○を記入する。
 ・自己チェックにおいて不適合のあった項目は、その内容を「不適合内容」の欄に、不適合の是正内容を「是正内容」の欄に記入する。

No	内 容	実 施 項 目	適合	不適合	該当外	不 適 合 内 容	是 正 内 容
農場の環境							
1	農場の土・水の安全性を確認している。	①土壌汚染地域でないか確認している。 ②利用している河川・井戸に水質汚染がないか確認している。 ③出荷前に洗浄する農産物(主に生食するもの)は水質検査を実施し「飲用適」である。					
栽培の計画							
2	栽培計画により計画的な生産を行っている。	①施肥計画に基づき、年間通じて適切に堆肥・肥料を施用している。 ②防除計画に基づき、年間通じて適切な防除を実施している。					
肥料の管理							
3	肥料(堆肥含む)を適切に保管している。	①収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しない場所で保管している。					
4	肥料の使用を記録している。	①施肥日、施肥場所、肥料名、施肥量を記録している。					
農薬の管理							
5	農薬を適切に保管している。	①収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材とは別の場所で保管している。 ②専用の保管庫で保管しており施錠できる。					
6	農薬を適切に選択している。	①最終有効年月を過ぎた農薬を使用していない。 ②農薬のラベルで適用作物、希釈倍率、使用量、使用時期、使用方法を確認している。					
No	内 容	実 施 項 目	適合	不適合	該当外	不 適 合 内 容	是 正 内 容
7	農薬を正確に調製している。	①はかり、計量カップ等を用いて正確に計量している。					
8	ドリフト(農薬飛散)の防止に努めている。	①隣接圃場からの農薬飛散、または隣接圃場への飛散の恐れがないか検討している。 ②農薬飛散の恐れがあるときは対策を講じている。					
9	散布器具は適切に管理している。	①動噴、タンク、ホースなどは内部に農薬が残らないように使用後は必ず洗浄している。 ②運搬車に防除器具を積んで防除した場合は、防除後に荷台を十分に洗浄している。 ③防除器具は収穫物や収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しない場所で保管している。					
10	農薬の使用を記録している。	①散布日、散布場所、農薬名、希釈倍率、使用量を記録している。					
残留農薬検査							
11	残留農薬検査を実施している。	①県の認証基準に則した検査計画がある。 ②検査計画に則した残留農薬検査を実施し、検査結果を保存している。 ③検査前までに散布した農薬の記録がある。					
調整・貯蔵・出荷							
12	調整・貯蔵・出荷施設は衛生的である。	【申請者ごとに具体的な対策を記入のこと】 ①出荷調整前(共同調整場への出荷前の自己選別を含む)やトイレの後は必ず手を清潔にしている。 ・出荷調整前の手洗方法 () ・トイレ後の手洗方法 () ②出荷施設は収穫物の残さ等がないよう定期的に清掃している。 ・清掃方法 () ・清掃頻度 () ③作業台や包丁等の器具は定期的に清掃している。 ・清掃方法 () ・清掃頻度 ()					
13	出荷の記録がある。	①出荷日、出荷者、品目、出荷先、出荷量を記録している。					

安心いちばんおいた産農産物安全チェック表 実施ポイント

・この「実施ポイント」を参考に安全性確認に取り組むこと。

No	内 容	実 施 ポ イ ン ト
農場の環境		
1	農場の土・水の安全性を確認している。	①最新の「農用地土壌汚染防止法の施行状況」を確認すること(環境省水・大気環境局ホームページにて公表)。 ②水道水の場合は確認は不要。河川・地下水(井戸)等の場合は下記により安全性を確認すること。 ・最新の「公共用水域及び地下水の水質測定結果報告書」を確認すること(大分県環境保全課ホームページにて公表)。 ・水源が河川、湖沼(ダム)にあつては「公共用水域水質測定結果 地点別総括表」を、地下水(井戸)にあつては「地下水水質測定結果 井戸別総括表」を参照し、利用水源に最も近い地点の測定結果を確認すること。 ・各総括表の「類型」欄を確認し、水源が河川にあつては「D以上」、湖沼(ダム)にあつては「B以上」、地下水(井戸)にあつては「3以上」であり、農業用水に利用可能であること。 ③出荷前に洗浄して主に生食する農産物は、洗浄水源の水質検査を実施して、「飲用適」であること。
栽培の計画		
2	栽培計画により計画的な生産を行っている。	①年間に使用する肥料、堆肥等の種類、施肥量、施肥時期がわかる「栽培暦」や「施肥設計」などを参照していること。 ②年間に使用する農薬の種類、希釈倍率、使用時期がわかる「防除暦」などを参照していること。
肥料の管理		
3	肥料(堆肥含む)を適切に保管している。	①袋入りの肥料・堆肥は収穫物、収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材とは別の場所で保管すること。 ・やむをえず同じ倉庫で保管する場合は、接触しないようなるべく離れた場所に置き、ブルーシート等を被せておくこと。 ・袋入りでない堆肥は、必ず別の場所で保管すること。
4	肥料の使用を記録している。	①施肥場所には圃場名やハウス名などを記録すること(上の畑、1号ハウスなど本人が認識できる任意の名称で可)。
農薬の管理		
5	農薬を適切に保管している。	①農薬は収穫物、収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材と接触しないよう、必ず別の場所で保管すること。 ②保管庫は専用の市販品だけでなく、本棚(金属製)や古い冷蔵庫などの金属や樹脂製のものを利用しても良い(木製は不可)。
6	農薬を適切に選択している。	①最終有効年月を確認して、期限が過ぎた農薬は使用せず、廃棄までの間は保管庫内で区分しておくこと。 ②農薬散布の際は適用作物や希釈倍率などについて、必ずラベルを確認すること。 ・最新のチラシを受け取った場合は、緊急の使用方法の変更など(短期暴露評価に伴うもの)があるので、捨てずに必ず内容を確認すること。
7	農薬を正確に調製している。	①自分の使用量に適した目盛り器具を準備すること(少量しか計らないのに大きな目盛り器具を用いて目検計で計量しないこと等)。
8	ドリフト(農薬飛散)の防止に努めている。	①自圃場に隣接する他圃場があるか、または自圃場内で異なる作物が隣接しているかがわかっていること。 ②隣接圃場がある場合には、防風林、防除時のハウス密閉、風が強いときは散布しない、外側から内向きに散布するなどの対策を行うこと。
No	内 容	実 施 ポ イ ン ト
9	散布器具は適切に管理している。	①動噴、タンク、ホースなどは使用後に必ず水通しすること。 ②防除器具を積んだトラック等の荷台は、防除後に必ず水洗いすること。 ③防除器具は収穫物、収穫・出荷コンテナ、出荷包装資材とは別の場所で保管すること。
10	農薬の使用を記録している。	①散布場所には圃場名やハウス名などを記録すること(上の畑、1号ハウスなど本人が認識できる任意の名称で可)。
残留農薬検査		
11	残留農薬検査を実施している。	①「安心いちばん農産物認証実施要領(別紙1)」の基準に基づき、検査点数や検査時期を決定すること(登録・認証申請書に記入必要)。 ②検査結果は必ず保存し、「安心いちばん農産物認証実施要領」に基づき、検査報告(様式第9号)を行うこと。 ③残留農薬が超過した場合に備えて、必ず検査直前までの農薬散布を記録しておくこと。
調整・貯蔵・出荷		
12	調整・貯蔵・出荷施設は衛生的である。	①トイレ後には石けん手洗いを行うこと。 ・調整作業前には、品目に適した方法(そのまま生食するものはアルコール消毒、皮を剥くものや加熱するものは石けん手洗いなど)を設定して実施すること。 ②施設の清掃は、作業内容に適した方法(掃き掃除や水洗いなど)で、汚れ具合や施設の稼働日数を考慮して(毎日作業し残さがやすいものは毎作業後、週3回作業して残さが出にくいものは週1回作業後など)清掃頻度を設定して実施すること。 ③作業台や包丁等の清掃は、品目に適した方法(生食するものは毎作業前後にアルコール拭き、皮を剥くものや加熱するものは毎日のから拭き+週1回のアルコール拭きなど)を設定して実施すること。
13	出荷の記録がある。	①出荷の記録は出荷伝票や運送伝票などで可であるが、いつでも確認できるようにきちんと整理していること。

安心いちばんおおいた産農産物認証指示通知書

平成 年 月 日

殿

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第12の2の規定に基づき、下記の不適合事由について改善を指示します。

なお、平成 年 月 日をもって指示の事由となった事項の是正がなされない場合は認証を一時停止します。

1 不適合事由

--

安心いちばんおおいた産農産物認証一時停止通知書

平成 年 月 日

殿

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第12の3の規定に基づき、下記の安心いちばんおおいた産農産物の登録及び認証を停止します。

なお、平成 年 月 日をもって一時停止の事由となった事項の是正がなされない場合は登録および認証を取消します。

1 登録・認証内容

認証番号

認証期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

認証者名

認証者住所

品 目

2 認証一時停止期間

平成 年 月 日～平成 年 月 日

3 認証一時停止事由

--

安心いちばんおおいた産農産物生産登録・認証取消通知書

平成 年 月 日

殿

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第12の4の規定に基づき、下記の安心いちばんおおいた産農産物の生産登録及び認証を取消します。

貴殿は平成 年 月 日から1年の間、安心いちばんおおいた産農産物認証制度における生産登録および認証はできませんのでご了承下さい。

1 生産登録・認証内容

認証番号

認証期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

認証者名

認証者住所

品 目

2 生産登録および認証の取消事由

--

安心いちばんおおいた産農産物再認証通知書

平成 年 月 日

殿

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第12の5の規定に基づき、下記の安心いちばんおおいた産農産物の生産登録及び認証を一時停止しましたが、一時停止の事由となった事項の是正が確認されたため、再度認証します。

1 生産登録・認証内容

認証番号

認証期間 平成 年 月 日～平成 年 月 日

認証者名

認証者住所

品 目

様式第18号

安心いちばんおおいた産農産物実績報告書

平成 年 月 日

安心いちばんおおいた産
農産物認証審議会長 殿

代表者氏名 _____ 印

住 所 _____

電話番号 _____

メールアドレス _____

認証番号 _____

安心いちばんおおいた産農産物認証実施要領第13の規定に基づき、次のとおり実績を報告します。

項 目	内 容
1. 品目 (品種)	
2. 認証区分	<input type="checkbox"/> 基礎区分 <input type="checkbox"/> 5割減 <input type="checkbox"/> 10割減
3. 認証農産物出荷期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
4. 認証農産物出荷量 (kg) (うちマーク貼付販売(kg))	kg (kg)
5. 販売先	
4. 認証農産物出荷量 (kg) (うちマーク貼付販売(kg))	kg (kg)
5. 残留農薬自主検査実績	調査依頼機関 () 1回目: 月 (基準値超過 有 ・ 無) 2回目: 月 (基準値超過 有 ・ 無) 3回目: 月 (基準値超過 有 ・ 無)

生産履歴 (品目・ほ場別)

氏名				
品目				
ほ場番号		ほ場面積		a
播種日	平成	年	月	日
定植日	平成	年	月	日

【肥料使用状況】

項目	肥料名	使用量(kg)	施肥日					備考
土づくり・ 元肥			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
追肥			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	

【農薬使用状況】

項目	農薬名	使用倍率・量	散布(処理)日					備考
土壌 消毒剤			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
育苗 定植時			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	

項目	農薬名	使用倍率・量	散布(処理)日					備考
生育期 殺菌剤			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
生育期 殺虫剤			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
		/	/	/	/	/		
除草剤			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	
			/	/	/	/	/	